

国民審査に付される6人の裁判官・プロフィール

<div style="font-size: 4em; font-weight: bold; color: red; text-align: center;">×</div>	 <p>今崎幸彦 第3小法廷 →第2小法廷 裁判官出身 2022.6. 就任 2024. 8長官就任</p>	<p>2022年6月24日最高裁判所判事、2024年8月16日より最高裁判所長官。裁判実務の経験は、1983年の裁判官任官から約40年のうち8、9年程度。最高裁判所事務局などの司法行政畑を主に歩いてきた典型的司法官僚。 最高裁判官任命後の関与判決には、①名張毒ぶどう酒事件第10次再審請求審特別抗告審で、請求棄却の多数意見を支持(最3判2024年1月29日) ②犯罪被害者給付金の支給について、事実上同性婚の関係にある者への支給が認められるかに関する判決において、「同性パートナーは犯給法の『犯罪被害者の配偶者』に該当しない」との反対意見(最3判2024年3月26日) ③買収で失職した議員は政務活動費と議員報酬を遡って返還すべきかどうか問題となった事件で、当選無効までの報酬など元大阪市議に全額返還命じる判決をした事件で、当然に全額返還すべきとの多数意見に対し、議員報酬は返還する必要はないという反対意見(最3判2023年12月12日)。 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号は、憲法13条に違反する」との判断には与したが、優れた人権感覚は感じられません。経歴としても裁判官の統制を促進する側ともいえ、「憲法の番人」にふさわしいとは思われません。 (新屋達之 福岡大学教授)</p>
	 <p>尾島 明 第2小法廷 裁判官出身 2022.7 就任</p>	<p>首席調査官から大阪高裁長官を経て最高裁入りしました。最高裁調査官の期間が長く、事務総局には1991年3月から1か月だけ総務局付として勤務したにすぎません。司法行政にほとんど携わっていないため、司法官僚的発想は希薄なのでしょうか。司法記者によれば、人当たりはすぶるよく、裁判官室に絵画を飾る、コンサートに出かけるなど芸術に造詣が深いとのこと。これが、裁判長を務めた「宮本から君へ」助成金裁判の第2小法廷判決(2023年11月17日)で、「助成金交付は適法」と判断した背景にあったのかもしれない。判決では表現の自由を定めた憲法21条にまで言及しました。今後想定されるLGBTQにかかわる裁判で議論を牽引する可能性があります。 (西川伸一 明治大学教授)</p>
	 <p>宮川美津子 第1小法廷 弁護士出身 2023.11. 就任</p>	<p>宮川美津子氏は、弁護士出身の女性裁判官です。しかし、そのイメージのとおり社会的弱者の味方であるか、人権の守り手であるか、まったく未知数です。かつては、最高裁判事に任命される弁護士は、東京の3会と大阪その他の地方会からも選任され、企業法務専門弁護士ばかりではなく、多様な弁護士が選任されていました。ところが、安倍晋三政権以来、第一東京弁護士会出身者が続いています。それも、企業法務弁護士ばかり。宮川氏は、連続6人目の一弁出身弁護士、しかも典型的な大手の企業法務専門法律事務所の代表でした。 知的財産法を専門とする弁護士として、パナソニックの監査役や三菱自動車の社外取締役などの経歴を持ち、政府の知的財産関係の審議会にも関わっています。まだ目立った判決への関与はなく、個別意見もありません。従って、決めつけはできませんが、経歴を見る限り、財界や政権に毅然たる姿勢を期待するのは難しいと言わざるを得ません。 (澤藤統一郎 弁護士)</p>
	 <p>石兼公博 第3小法廷 外交官出身 2024.4. 就任</p>	<p>外務省国際協力局長、アジア大洋州局長、総合政策局長を歴任し、カナダ大使、国連大使で2023年に退官しました。典型的なエリート外交官です。石兼以前の外交官出身の最高裁判事は9人いて、全員が旧条約局・現国際法局の局長を経験しています。うち最も有名な下田武三は最高裁が尊属殺重罰規定を違憲とした際に、ただ一人合憲の少数意見を述べました。一方、福田博は一票の格差をめぐる各憲憲訴訟で少数意見の違憲判断を示し続けました。条約局長・国際法局長は安保問題を取り扱うため、それを経ると体制擁護的になりがちですが、福田のような「例外」もいます。そのポスト未経験となればおさら「例外的」になることが期待されます。 (西川伸一 明治大学教授)</p>
	 <p>平木正洋 第3小法廷 裁判官出身 2024.8. 就任</p>	<p>2024年8月16日最高裁判所判事に任命。1987年の裁判官任官後、実際の裁判実務担当は15年程度。但し、初任の東京地裁時代、数件の無罪判決に左陪席として関与。東京高裁裁判長時代にも、原審の有罪判決を破棄したことがあります。 司法官僚歴が長い点はマイナス要素。最高裁での関与事例も現段階で不明。但し、過去に数件の無罪判決に関与してきた事実もある点では、全く期待できないとは断定できないでしょう。 (新屋達之 福岡大学教授)</p>
	 <p>中村慎 第1小法廷 裁判官出身 2024.9. 就任</p>	<p>裁判官生活36年5か月のうち、裁判実務を担った期間は、判事補時代を含めても10年弱にすぎません。最高裁調査官、同総務局課長、同秘書課長、同総務局長、水戸地裁所長、最高裁判事総長を経て、最高裁判事になる直前は東京高等裁判所長官を務めるなど、司法行政の中核を歴任しており、典型的な出世コースを歩んできたと言えます。なお、検事出向中の約3年間は、外務省条約局事務官や国連日本政府代表部の書記官などを担当していました。 下級審判事時代は民事事件を担当していますが特に注目すべき判決はありません。その一方で、最高裁総務局課長時代に裁判官制度施行前の準備を担当しています。通常、裁判官出身だと民事畑か刑事畑かで区別されるのですが、いずれに属するか明確ではない点で異例と言えます。典型的な「裁判をしない裁判官」であり、司法行政に染まった裁判官に、行政府や立法府に対して毅然とした判断を示すことを期待することはできません。 (大山勇一 弁護士)</p>

➡ 赤は×、緑は期待、黄は要注意、無印はどちらともいえない

国民審査の問題点・投票上の注意点

- 1 信頼できない裁判官には1人1人に×をつけましょう。
- 2 何も書かないと、信任投票になってしまいます。
- 3 ○や△など、×以外も書くくと、全体が無効になってしまいます。要注意!
- 4 信任か不信任か判断できないときには、投票用紙を受け取らないようにしましょう。

×					×
今崎幸彦	尾島明	宮川美津子	石兼公博	平木正洋	中村慎

今崎幸彦	尾島明	宮川美津子	石兼公博	平木正洋	中村慎

○	△			
今崎幸彦	尾島明	宮川美津子	石兼公博	平木正洋



- 1枚の投票用紙に対象裁判官全員の氏名が印刷され、罷免したい個々の裁判官ごとに「×」をつける仕組みです。わからないから棄権するつもりで何も書かなかった投票は、すべて「信任」になってしまいます。
- 棄権したい場合、投票用紙を受け取らないことは出来ますが、投票用紙は1枚なので、裁判官ごとに信任・罷免・棄権をわけて投票することは出来ません。
- 「×」以外の記載は認められず、「○」などをつけるとその投票用紙はまるごと無効票にされる、という問題もあります。

日本民主法律家協会のホームページ <http://www.jdla.jp/shinsa/index.html> からダウンロードできます。ご活用下さい。

2024年
10月27日

第26回 最高裁裁判官国民審査

憲法と人権の砦を築くために… 主権者である私たちが、 最高裁を変えよう。

同性パートナーへの犯罪被害者給付金支給に反対した裁判官(今崎裁判官)に「×」を!

裁判と裁判官を統制してきた司法官僚(今崎、中村裁判官)に「×」を!

財界や政権に毅然とした姿勢を期待するのは難しい裁判官(宮川裁判官)は要注意!

数件の無罪判決に関わりつつも司法官僚歴の長い裁判官(平木裁判官)は要注意!

2024年10月27日、第50回総選挙の投票の際に、最高裁裁判官の国民審査が行なわれます。主権者である国民として、最高裁のありかたの適不適を判断する大切な機会です。菅、岸田政権が任命した裁判官6名が審査対象となります。

国民審査は、国民1人ひとりが、個別の裁判官を対象に、罷免すべきとして「×」を付けるか、あるいは付けないかの意思を表明する制度です。そのことを通じて、主権者による最高裁のあり方への信任不信任を明示することになります。

- いま最高裁は、
- 個人の尊厳・表現の自由・両性の平等・学問の自由・生存の権利、そして民主主義や平和等々の憲法に描かれた理想を実現する役割を果たしているでしょうか。
- 裁判所にとっての生命ともいえるべき独立を堅持し、政治権力にも、社会的な権力や権威にも揺らぐことなく、法の正義を貫いていると言えるでしょうか。
- すべての裁判官が、自らの良心と法にのみ従った判断ができるよう、全国の裁判官の独立を尊重する十分な配慮をしていると言えるでしょうか。

日本民主法律家協会は、創立以来63年、司法問題にとりくんできた実務家と研究者の法律家団体として、このリフレットを通じて最高裁の現状や裁判内容をお伝えし、厳しい目で正しく国民の審判をされるよう訴えます。そうしてこそ、最高裁にその本来の使命を全うさせることができると考えてのことです。

日本民主法律家協会・国民審査プロジェクトチーム

大山勇一(弁護士)、北澤貞男(弁護士、元裁判官)、澤藤統一郎(弁護士)、新屋達之(福岡大学教授)、角田由紀子(弁護士)、豊川義明(弁護士)、西川伸一(明治大学教授)、森野俊彦(弁護士、元裁判官)

連絡先 | 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-4 AMビル2階
TEL 03-5367-5430 FAX 03-5367-5431 E-MAIL info@jdla.jp

問題になった判決・決定	判決・決定の内容	問題になった判決・決定	判決・決定の内容	問題になった判決・決定	判決・決定の内容
<p>沖縄・辺野古新基地建設訴訟</p> <p>第1小法廷 第2小法廷 第3小法廷</p>	<p>歴代自民党政権は辺野古新基地建設を重要国策とし、地元沖縄県民の明確な反対の意思を無視して強行しています。沖縄県知事は、住民自治の旗を掲げて、抵抗を続けています。▶基地建設のための海面(大浦湾)埋め立ては、公有水面埋立法に基づく県知事の承認が必要です。県知事の許可なくして基地建設はできません。▶沖縄防衛局が沖縄県知事に対して公有水面埋立承認申請をし、これに対する沖縄県知事の不承認処分をめぐる争訟がいくつも生じました。双方からの提訴の件数は合計14件。1件だけが係争中で、確定した訴訟は9件。その内の8件で最高裁は判決または不受理決定をしています。また、いくつもの地裁・高裁の判決がありますが、県の勝訴は1件もありません。はて？▶沖縄県(知事)は、けっして負けるべくして負けたのではなく、国の意を受けた司法の思惑によって敗訴させられたと言うべきでしょう。司法の極端な国策寄りの姿勢を指摘せざるを得ません。(澤藤統一郎 弁護士)</p>	<p>安保法制違憲訴訟</p> <p>第1小法廷 第2小法廷 第3小法廷</p>	<p>集団的自衛権の行使を認めた2014年7月の憲法解釈変更の閣議決定と2015年9月の国会による安保関連法の制定が、憲法前文や9条に明白に違反するとして、日本全国の市民が22の地裁に25件の訴訟を提起し、慰謝料の支払と併せて安保関連法の実施行為の差止を求めましたが、下級審ではいずれも権利侵害もその危険が発生したとも認め難いとして、事実上の門前払い判決が続き、憲法判断に踏み込むものではありませんでした。▶最高裁にはこれまで17件が上告され、うち10件について、3つの小法廷でいずれも市民の訴えが三行半の決定で退けられています。安保法制について多くの憲法学者や複数の内閣法制局長官経験者らが口々に「憲法違反」と明言するなかで、最高裁がその判断を回避することは、政府の「安全保障政策」を追求することに繋がりがかねず、「憲法の番人」たる役割を放棄していると言わざるを得ません。事件を担当した今崎裁判官(2件)、尾島裁判官(2件)、宮川裁判官(6件)について、いずれも問題があります。(北澤真男 弁護士・元裁判官)</p>	<p>原発避難者訴訟</p> <p>第2小法廷</p>	<p>福島第1原発事故の被害回復を求める集団訴訟は全国各地に32件、原告となった住民の総数1万2千の規模で時代を映す大型訴訟となっています。どの訴訟も、国策として原発を推進した国の責任を問い、違法な国策を裁こうとするもの。その最初の最高裁判決が、2022年6月17日、第二小法廷で言い渡されました。▶判決対象となった先行4件の高裁判決のうち3件は住民側の勝訴でした。しかし、「6・17判決」は、これを逆転し4件すべての請求を棄却しました。国策擁護の司法の姿勢を露わにしたと言わざるを得ません。▶この判決の多数意見(3名)は、結果の不当性だけでなく判決理由の貧弱さも指摘され、詳細な理由を述べて国の責任を認めた反対意見(1名)が高く評価されています。▶それでも、その後の下級審判決はこれに追随し、さらに2024年4月には第3小法廷が、同じ判断で上告不受理(門前払い)としました。その決定には今崎幸彦裁判官が関与しています。(澤藤統一郎 弁護士)</p>
<p>旧優生保護法国賠訴訟</p> <p>大法廷 2024.7.3判決</p>	<p>判決は特定の疾患・障害のある人への不妊手術を規定した旧優生保護法3条などの規定は、憲法13条(個人の尊厳と人格の尊重)、憲法14条(不合理な差別)に反することが明らかで、かかる法令の立法も、国家賠償法上違法であるとししました(全員一致)。▶一定期間を経過した後の国家賠償請求つき、多数意見は、明白な違憲立法による権利侵害があった場合、除斥期間(民法旧724条。一定期間を経過すれば請求権自体が消滅する)を理由に請求を退けることは著しく正義・公平の理念に反し、そのような主張が著しく正義・公平の理念に反し容認できない場合、除斥期間の主張は信義則違反ないし権利濫用として許されないとしました。(今崎・尾島・宮川・石兼が関与。個別意見表明なし)。▶優生保護法に基づく強制不妊手術の違憲・違法性が立法段階までさかのぼって認められたことは、もとより評価に値しましょう。但し、除斥期間の主張が信義則違反・権利濫用である場合は援用が許されないとするのは迂遠な解決法で――本件では救済が図られましたが――他の国家賠償請求などでは期間の経過のみを理由とする救済拒絶の可能性が消えていないという問題も残ります。民法旧724条を除斥期間と考えること(最判1989・12・21)から問い直すべきとの批判もあります。(新屋達之 福岡大学教授)</p>	 <h1>近年の注目される判決・決定</h1>		<p>名張毒ぶどう酒再審事件・特別抗告申立</p> <p>第3小法廷 2024.1.29申立棄却</p>	<p>1961年、生活改善クラブの総会の際、ぶどう酒に毒物「ニッカリンT」が混入され、参加者6人が死亡した名張毒ぶどう酒事件の第10次再審。検察官による供述の誘導などを指摘する一審無罪判決に対し、控訴審は、検察官調書への無批判的信用のもとに逆転死刑を言い渡しました。第7次再審で再審開始決定が出ましたが、検察官の異議申立てにより取り消されています。本件は、獄中死した本人の妹による再審請求です。▶決定は、本人以外の者がぶどう酒を開栓した事実を示す、ぶどう酒封緘紙の糊に関する鑑定や、ニッカリンTでない別の同種毒物が実際の犯行供用毒物であるとする鑑定の証拠価値を低いものとみて、本人が現場で一人きりになった時間に毒物を混入した事実や、ニッカリンTが犯行供用毒物であるとする自白は揺るがない、としました。▶他の旧証拠にも詳細な検討を加え、再審開始を認める宇賀反対意見に対し、今崎裁判官らの多数意見は、新証拠の証明力を各個撃破して再審請求を認めない、いわゆる限定的再評価の手法を採り、誤判救済の路を閉ざしました。(新屋達之 福岡大学教授)</p>
<p>映画「宮本から君へ」助成金訴訟</p> <p>第2小法廷 2023.11.17判決</p>	<p>出演俳優が薬物犯罪で有罪となったため、映画「宮本から君へ」への製作助成金交付を「日本芸術文化振興会」(芸文振)が取り消したことの違法性が問われました。原告は制作会社「スターサンズ」です。①助成金交付で「国は薬物犯罪に寛容である」という誤ったメッセージが広がるか、②「公益性」の判断に芸文振理事長の裁量をどこまで認めるか、の二点が争われました。2021年6月の東京地裁判決ではスターサンズが、2022年3月の東京高裁判決では芸文振が勝訴しました。▶最高裁第二小法廷(尾島明裁判長)は2023年11月、4人全員一致でスターサンズの勝訴を確定させました。争点①については「[広がるとは]にわかに想定し難い」と一蹴しました。争点②には「不交付が広く行われれば、表現行為の内容に萎縮的な影響が及ぶ可能性があり、憲法21条の趣旨に照らして看過しがたい」と述べ、「裁量」を厳しく制限しました。原告弁護団が「想定以上にリベラル」と驚くほどの画期的判決でした。(西川伸一 明治大学教授)</p>	<p>当選無効議員への議員報酬返還請求</p> <p>第3小法廷 2023.12.12判決</p>	<p>公職選挙法違反(買収)で有罪が確定し当選が無効になった元大阪市議会議員に対して、大阪市は支払済みの議員報酬等約1400万円の返還を求めて訴訟を起こしました。1、2審判決は、いずれも元議員に対して、逮捕勾留されており議員として活動できなかった期間の報酬分など約160万円のみに限って返還を命じていましたが、最高裁第3小法廷は、これまでの判決を見直して、選挙犯罪により当選した者の活動にはそもそも価値はないとして元議員に対して全額を大阪市に全額を返還するよう命じました。▶この多数意見に対して、今崎裁判官は反対意見を述べています。議員資格がなかったとしても元議員が活動した事実は残り、大阪市はこの元議員の活動によって利益を受けたことになるなどの理由により、議員報酬の全額の返還には反対しました。その一方で、議員の活動の評価は難しく政策として正規の額から減額することはありうるとして立法による柔軟な解決も示唆しています。(大山勇一 弁護士)</p>	<p>同性パートナーへの犯罪被害者給付金事件</p> <p>第3小法廷 2024.3.26判決</p>	<p>本件は20年来同居していたパートナーが殺害され残された男性が犯罪被害者給付金(犯給法)制度の適用を求めたものです。▶今崎裁判官を除く多数意見は、同性婚者も犯給法適用対象の事実婚配偶者であることを認めて、婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に該当するか否かについて、さらに審理を尽くさせるために原審にさし戻しました。▶今崎裁判官は6つの論点で反対意見を述べています。中でも「社会への影響」は、少数者の人権保障の観点から問題です。犯給法を同性婚者に認めることによってそれが他の法令に波及することは当然予想され、その帰趨次第では社会に大きな影響を及ぼす可能性があるとして、現時点では広がり大きさは予測の限りではなく同性婚者の権利が拡大することに危惧を示しています。さらに「婚姻は男女間のものとして歴史的にも法的にも観念されてきたものであり」多数意見は「先を急ぎすぎている」と批判していますが、この見解には大きな疑問があります。親しい者同士が愛し合い同居して支えあって暮らすことは、人間の自然な生き方の一つとして「婚姻」認識やこれを規制する法律が生まれる前からあったはずで、男女での同居生活が多数であったのですが、そのことは少数者の権利の否定の根拠にはなりません。(角田由紀子 弁護士)</p>

【弁護士出身最高裁判事一覧(1994年以降)】

